

海技免状（操縦免許証）返納不能届

下記の事由により返納することができないことを届け出します。

海技免状（操縦免許証）減失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を減失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。

万一、減失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに返納いたします。

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

フリガナ

氏名

生年月日 M・T・S・H 年 月 日生

本籍地 都・道・府・県

住所

電話番号

(代理するもの)

氏名

渡辺海事事務所 海事代理士 渡辺 治夫

住所

横浜市中区海岸通1-1

電話番号

045-201-1208

記

1.海技免状（操縦免許証）の種類 級 小型・航海・機関・内燃・通信・電子通

2.海技免状（操縦免許証）の番号

3.減失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。）

①海中に落した ②盗難にあった ③紛失した ④誤って捨てた ⑤その他

場所：

時期：

官庁 記事 欄	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証	<input type="checkbox"/> 船員手帳
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> パスポート
	<input type="checkbox"/> その他	